

**広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）
募集要項に係る質問回答書（第1回）**

平成28年5月27日

【共通】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	共通		全般	平成27年10月19日見積提案者募集及び実施方針における質問回答・ヒアリング質疑は、今回の募集要項に反映されていない回答も有効と存じますが、募集要項と齟齬があった場合の優先順位をご教示ください。	平成27年10月19日見積提案者募集及び実施方針における質問回答・ヒアリング質疑は有効ではありません。
2	共通		全般	昨年10月の「実施方針」及び「要求水準書（案）」に対する質疑回答の内容は、今回の「入札説明書」「要求水準書」及び「落札者選定基準書」等に全て反映されているものと解釈してよろしいでしょうか。	全て反映されているとは限りません。

【告示】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	告示	1	1. 入札に付する事項 (6) 事業期間	設計・施工期間：契約締結日の翌日からありますが、この契約時期は事業契約の締結（平成29年3月）であり、その契約まで設計業務着手は可能と解釈してよろしいでしょうか。	業務着手は契約日の翌日からです。

【入札説明書】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	入札説明書 要求水準書	7 203	II. 10. 2. (5) 余熱管理業務及び第2部. 第3章. 第2節 2. 1. 3. 7). (2). ③ 更衣室、浴室・脱衣室	「余熱利用として、本施設内に足湯を設置するとともに、男女別の浴室を設け、通常時及び非常時の入浴用としても使用する計画である」「浴槽は一度に〔 〕名程度が入浴でき」とありますが、男女それぞれの想定人数をご教示願います。	男女ともに10名程度を想定してください。
2	入札説明書	9	14. 運営業務期間終了時の取扱い	運営事業者は、（中略）機器ごとの耐用年数を策定することとありますが、策定した機器の耐用年数は保証するものではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、当初計画と乖離がある場合は、検証が必要です。要求水準書をご確認ください。
3	入札説明書	10	II. 事業内容等 16. 情報公開	情報公開に関して、本施設に関する運転データ等を公開するとありますが、本施設におけるデータそのものが受託者の営業的・技術的競争力の源であり、そのデータを公開することが、今後の事業活動の中での競合他社との競争に大きな不利益をもたらすことになるため、公開するデータの具体的な内容については、事前に協議の上、決定させて頂きたいと存じます。	運営事業者自ら公開するデータであり、お見込みのとおりです。
4	入札説明書 第2-3号様式	17	②本施設の建築物の設計を行う企業	設計業務の実績証明について、第2-3号様式の備考「1. 上記の実績を有していることを証する書類（コリンズ登録・・・）」とありますが、コリンズは工事実績情報であるため、PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の業務実績情報（任意登録）で可であると解釈してよろしいでしょうか。	契約書（写し）及び完了報告書（写し）等を添付してください。 PUBDISは発注者（公共）の確認の上で登録されている場合は有効とします。
5	入札説明書	18	(2) 応募者の参加 資格要件 ⑦ (ア)	「応募者が提案を予定する焼却灰、飛灰、溶融飛灰等の資源化等処理方式と同方式の稼働実績を有していること。」は、飛灰、溶融飛灰については、飛灰又は溶融飛灰の稼働実績を有していると読み替えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	入札説明書	22	④提出書類	事業提案書類で①～④までを一纏めにファイリングするのは分厚くなるため、事業提案書（①と③と④）と施設設計図書（②）でファイルを分冊にしてもよろしいでしょうか。	適宜分冊としてください。
7	入札説明書	22	④提出書類	事業提案書は片面印刷でよろしいでしょうか。	片面印刷としてください。
8	入札説明書	22	④提出書類	添付資料は評価の対象と解釈してよろしいでしょうか。	評価対象ではありませんが、審査委員会が提案内容の実現性等を評価する上で参考にする場合があります。
9	入札説明書	22	(1) 事業提案書類・入札書類の提出 ④提出書類 「事業提案書類」	提出する電子データは正本のデータでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
10	入札説明書	22	(1)事業提案書類・入札書類の提出 ④提出書類 「事業提案書類」	「①事業提案書、②施設設計図書、③費用明細書、④その他資料は、一纏めにしてファイルに綴じ、」とありますが、ファイルが非常に厚くなるのが予想されます。分冊は可能でしょうか。	入札説明書No.6の回答を参照ください。
11	入札説明書	22	(1)事業提案書類・入札書類の提出 ⑤入札金額記載要領	別途精算とされている「汚泥再生処理センターでの電気使用料、水道使用料」及び「高効率ごみ発電施設（管理棟含む）での下水道使用料」は入札金額には含まないと考えてよろしいでしょうか。 もし含む場合は、積算前提単価をご提示お願いします。 第3-3-3号様式「入札金額内訳書」※3には「総発電量から高効率ごみ発電施設での使用量のみを削減した量を売電したと仮定した場合における買電収入を差し引いた金額とすること。汚泥再生処理センターの使用分は別途精算する」と記載されており、それぞれの取扱いを確認させていただきたくお伺いするものです。	「汚泥再生処理センターに係る電気使用料金及び水道使用料金」は、組合が運営事業者に対し別途支払いするため、入札額には含まないものとします。また、「高効率ごみ発電施設に係る下水道使用料金」は、運営事業者が別途組合に支払いする必要があるので、運営業務に係る金額として入札額に含めるものとします。 第3-3-3号様式「入札金額内訳書」※3に記載の事項は、運営業務に係る対価については、運転管理業務及び維持管理等の各種業務に係る金額から収入である売電金額を差し引いた額を記載することとご理解ください。なお、売電金額の考え方として、総発電量から高効率ごみ発電施設における使用量を差し引いた量に売電単価を乗じたものを売電金額としてください。
12	入札説明書	22	(1)事業提案書類・入札書類の提出 ⑤入札金額記載要領	汚泥再生処理センターの使用電力量については別途精算するとありますが、精算単価は事業者の提案する提案単価と考えて宜しいでしょうか？	算定する単価は、当該月の売電単価となります。 なお、売電単価は事業者提案とします。 詳細は、入札説明書及び運営業務委託契約書（案）をご確認ください。
13	入札説明書	23	(3)事業提案書類・入札書類の取扱いに関する事項 ①入札書類の投函	「応募者自ら所定の入札箱に投函」とありますが、第3-3-6号様式「委任状」で定める代理人（入札書の開札に、代表者の代理として参加）による投函でもよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	入札説明書	26	(5)落札者の決定及び公表	「組合は、総合評価審査会で選定された優秀提案者（落札候補者）に対し、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する」とありますが、落札候補者が落札者として相応しくないと判断される場合はどんな場合でしょうか。（判断基準をご教示願います）	本事業を実施するに相応しいと判断されない場合をいい、参加資格要件を満たしていないこと、入札書が無効であることが選定後に発覚した場合等です。
15	入札説明書	26	(5)落札者の決定及び公表	総合評価点の最も高い者が2人以上あるときはどのように落札候補者を決めるのか記載が見当たりません。手続きを教示いただけますでしょうか。	事業提案書・入札書等の提出期限までに公表します。
16	入札説明書	27	(7)違約金等	6行目「連帯して」と9行目「共同連帯して」を削除いただけないでしょうか。 応募グループには、要件水準を満足する処理残渣等運搬企業、資源化等処理企業、ならびに地元企業の参加が必要とされていますが、自らの責任に拠らない過大な連帯責任を求められた場合、これらの企業の参加は困難です。違約金は応募グループ参加企業のうち帰責者への請求としていただけますようお願いいたします。	削除します。
17	入札説明書	33	2. 運営業務に対する単価 (1)対価の支払い ③売電収入の取扱い	売電収入の協議・精算条件として「実処理量が組合の示す年間計画ごみ量より10%以上増減した場合」「年間のごみ質実績（平均）が組合の示す基準ごみの低位発熱量より20%以上変動した場合」「年間のバイオマス比率（平均）が計画値より20%以上変動した場合」とあります。 20年6か月間の運営期間で、たとえばごみ量が約10%減となった場合に数十億円のマイナスとなる可能性があり、本精算条件の場合、運営事業者側に過大なリスクが伴いますので、条件を緩和いただくか、本記述を削除いただけないでしょうか。 もしくは、提示したごみ量、基準ごみの低位発熱量、バイオマス比率から大幅に増減した場合、貴組合と売電収入について協議、精算させていただきよう変更願えないでしょうか。	運営委託業務契約書（案）別紙5のとおりとします。
18	入札説明書	33	(2)対価の見直し ①固定費、変動費指標	対象費用の指標について、ご提示の指標より適切と考えられる指標がある場合は、運営事業者から提案してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 記載の指標を用いることを基本としますが、落札者との協議の上で決定します。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
19	入札説明書	43	参考資料④リスク分担 設計・施工段階 「各種調査不備」	「リスクの内容・考え方等」に「実施者の負担」とありますが、当該測量・地質調査等の実施者と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	入札説明書	43	参考資料4リスク分担 運営段階 「ごみ質/し尿等の性状変動」	処理対象物の性状が要求水準書に定めるごみ質（高質～低質）の範囲内は民間事業者のリスクとなっており、「処理対象物の性状の変動を原因とする委託料（変動費の処理単価の見直しを含む。）の変更、その他費用の負担を請求することは出来ない。」となっておりますが、委託料設定の前提となる運営上の計画ごみ質は、正規分布に基いた出現頻度を考慮したものであるという理解で宜しいでしょうか。 もしくは、ごみの出現頻度をご提示願います（高質～低質のごみ質範囲内においても、ごみの出現頻度により運営コストは大きく変動するため確認させていただくものです）	お見込みのとおりです。 90%信頼区間の設定です。

【要求水準書】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	要求水準書	-	-	建築基準法上の工事監理者は事業者範囲外としてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
2	要求水準書	3	2.1 (1) 設計業務	「事業者が調査を追加することとあります」が、追加調査結果と現在開示されている情報との間に齟齬が発生し、事業者として予め追加工事が発生した場合、費用については、建設工事請負契約書（案）第23条、24条に従い別途協議されていたけると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書	3	2.1本施設の設計・施工業務 (1)設計業務	汚泥再生処理センターの放流水槽との取合点、放流水槽から下水道への放流ルートをご教示ください。	取合点は、汚泥再生処理センター処理棟に隣接して設置する共同溝とします。（要求水準書P26を参照ください。）詳細は、事業者決定後の事業者間協議となります。 放流ルートは、搬入道路沿いを計画しています。
4	要求水準書	4	(5) 余熱利用管理業務	「男女別の浴室を設け、通常時及び非常時の入浴用としても使用する計画である」とありますが、非常時は地域住民用に開放するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	要求水準書	5	3.1 事業用地 2)敷地面積	「事業用地面積：約5haの平地（粗造成完了）の汚泥再生処理センターを除く範囲 添付資料1 本事業対象範囲図及び全体配置図（参考）のとおり。」とありますが、粗造成完了レベルは添付資料1 本事業対象範囲図及び全体配置図（参考）のとおり358.7mから359.5m程度でよろしいでしょうか。	本事業の敷地レベルは、図面のとおり358.3m～359.5mとなりますが、造成工事においては、計画レベルより0.3mを引いたレベルでの完了となります。
6	要求水準書	5	3.2事業用地の状況	添付資料2造成計画図に図示されている側溝などの構造物は、別途造成工事にて既に設置されるものと解釈してよろしいでしょうか。	側溝などの構造物は造成工事にて設置しますが、敷地内道路No. 5+10.0付近～EPの左側側溝（幅800～1000mm）の蓋掛け、及び舗装については、当該工事での施工となります（敷地内道路の舗装を含む）。
7	要求水準書	5	3.2事業用地の状況	事業用地は別事業で粗造成までを実施とありますが、粗造成工事が発注される時期、工事着手時期、工事終了時期がいつになるのかご教示願います。	現時点においては、平成28年度に着手し、平成29年度末の完了予定としています。
8	要求水準書	5	3.6敷地周辺設備受電（共同溝）	汚泥再生処理センターの共同溝接続位置の指定がありましたら、ご教示願います。	別添資料9本事業対象範囲図の汚泥再生処理センターとの境界線（東部）中央付近を想定してください。（添付資料9参照）詳細については事業者決定後の事業者間協議となります。
9	要求水準書	6	3.4地域地区等	「日影規制：指定なし」とありますが、市街化調整区域内、及び用途地域指定なしの区域でも指定される場合があります。地方公共団体の条例で指定されている場合もありますが、指定なしとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書	6	3.4地域地区等	「国有保安林：解除予定」とありますが、いつ頃解除される予定でしょうか？	平成28年度中を予定しています。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
11	要求水準書	6	3.6敷地周辺設備「上水道」	配水池について、ポンプ設置位置検討のため、下記をご教示ください。 ①図面（設備図、配置図、付属品図等） ②本水槽への供給方法 ③本水槽容量、容量の考え方 （〇〇の何日分、エコパーク以外への供給もあるのか等）	①②③資料の閲覧を予定します。 資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。 その内容を踏まえ、ご提案ください。
12	要求水準書	6	3.6敷地周辺設備上水道（配水池）	『添付資料1』に示す広島中央エコパーク整備事業全体工事範囲（赤色範囲）では、水道施設用地は本工事範囲ですが、6頁の記載では、配水池タンク形式は別事業となつています。当該範囲の整備は、外構のみとし、タンク・配管等敷設は別途工事と解釈してよろしいでしょうか。	配水池タンク及び配水池タンクまでの配管は、お見込みのとおりです。 配水池タンクからの給水設備（ポンプ、配管含む）一式は、本事業で整備します。 添付資料1で示す範囲の舗装、外構は本事業で整備する計画です。
13	要求水準書	6	3.6敷地周辺設備	調整池が既に設計済みですが、別事業である造成工事の「開発許可届出書類」、「雨水計算書」等をご提示頂けないでしょうか。	資料の閲覧を予定します。 資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。
14	要求水準書	6 26	3.6敷地周辺設備上水道 第2節ユーティリティ計画 (2) 上水道	「敷地内で汚泥再生処理センターに電気等との共同溝を通して給水を行う」とありますが、必要口径及び給水圧はどの程度でしょうか。	要求水準書の内容を踏まえ、ご提案ください。 詳細については、受注後の事業者間協議となります。 なお、汚泥再生処理センターでは、独自に受水槽を設置する計画としています。
15	要求水準書	6	3.6敷地周辺設備「地下水」	地下水揚水設備（貯留水槽1,300m3）について、ポンプ設置位置の確認や本設備のメンテナンス見積を行うため、下記をご教示ください。 ①図面（設備図、配置図、付属品図等） ②本水槽への供給方法 ③容量1,300m3の考え方 （〇〇の何日分、エコパーク以外への供給もあるのか等）	①②資料の閲覧を予定します。 資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。 その内容を踏まえ、ご提案ください。 ③1,300m3は現在のため池の容量です。
16	要求水準書	6, 26	3.6敷地周辺設備地下水（揚水設備）	p26にて地下水揚水設備は別途工事とし、ポンプ・浄化装置等を本工事と記載があります。また、『添付資料6』にて地下水取合点が図示されています。位置は『添付資料6』とし、ポンプ・浄化装置・配管等を本工事範囲とし、当該部までの接続道路・揚水設備は別途工事と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、地下水揚水設備までの通路は、階段としています。
17	要求水準書	6 26 222	3.6敷地周辺設備下水道 第2節ユーティリティ計画 (4) 排水 4.1.3排水設備工事	「生活排水は、浄化槽を設置し・・・」とありますが、汚泥再生処理センターは生活排水も処理できると思われますので、浄化槽を設置せず直接生活排水を放流水槽へ投入する事は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
18	要求水準書	7	汚泥再生処理センターの計画概要 4) 施工範囲	添付資料5で汚泥再生処理センター建設工事範囲が示されておりますが想定される建築物の面積、高さ、階数、位置をご教示願います。特にない場合は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご提案ください。 別途公表している広島中央エコパーク整備事業（汚泥再生処理センター建設）要求水準書もご確認ください。
19	要求水準書	7	汚泥再生処理センターの計画概要 4) 施工範囲	添付資料5で敷地南側に地下水取合点として本工事の工事範囲が示されておりますが、どのような工事が必要になるかご教示願います。	要求水準書質問No.16の回答を参照ください。
20	要求水準書	7	汚泥再生処理センターの計画概要 4) 施工範囲	添付資料5で汚泥再生処理センター建設仮設利用可能範囲が示されておりますが、この位置は確定されたものと解釈してよろしいでしょうか	確定したものではありませんが、事業者が工事計画する際の目安として示したものです。 最終的には、事業者決定後の事業者間協議となります。
21	要求水準書	10	1.3.(2)動線、配置計画及び第2部、第3章、第1節計画基本事項	「工場棟（高効率ごみ発電施設）と汚泥再生処理センター間の連絡通路（GL=12m程度）は2箇所設置し、見学者が周回できるようにする」とありますが、汚泥再生処理センター側への提供も（GL=12m程度）にすると解釈してよろしいでしょうか。また、高さに上下の許容値があればご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。 後段は事業者決定後の事業者間協議となります。
22	要求水準書	11	1.3配置・動線計画 (11)	災害廃棄物貯留スペースに足湯を設置とありますが、災害廃棄物の貯留量確保も考慮したく、足湯の設置位置は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	ご提案ください。
23	要求水準書	12	2.1処理能力 2)計画ごみ量	可燃粗大ごみ、スプリング入りマットレスの月別発生量をご教示ください。	年間処理量から想定してください。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
24	要求水準書	12	2.1処理能力 2)計画ごみ量	汚泥再生処理センターから搬入される助燃剤の量は、汚泥再生処理センター側で計量されるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業で整備する計量機（計量棟）で計量する計画です。
25	要求水準書	12	2.1処理能力 3)計画ごみ質	ごみには安芸津の牡蠣殻も混入すると考えますが、石灰石使用量に影響が発生するため、季節毎のごみの塩基度をご教示ください。データがない場合は事業者の経験に基づき、想定してよろしいでしょうか。	事業者の経験に基づきご提案ください。
26	要求水準書	12	2.1処理能力 4)バイオマス比率	ご提示いただいた条件から、ごみのバイオマス比率は66.4%という理解でよろしいでしょうか。 以下算出方法を示します。 (下線部は要求水準書記載の数値) ①廃棄物全体の1kgあたり湿ベース低位発熱量H1 $H1 = (16,000 * \underline{49.1} / 100 + 17,300 * \underline{15.9} / 100 + 17,900 * \underline{7.2} / 100 + 18,100 * \underline{5.5} / 100 + 36,000 * \underline{16.0} / 100) * (1 - \underline{43.5} / 100) - 2,500 * \underline{43.5} / 100$ ≒9450 [kJ/kg] ②ごみに含まれるバイオマスの1kgあたりの湿ベース低位発熱量H1b $H1b = H1 - (36,000 - 2,500 * (0.27 / (1 - 0.27))) * (1 - \underline{43.5} / 100) * \underline{16.0} / 100$ ≒6,280 [kJ/kg] ⇒ごみのバイオマス比率は、 $H1b(②) / H1(①) = \mathbf{66.4\%}$	バイオマス比率は、処理方式により助燃剤使用量が異なることから回答しません。資源エネルギー庁指定の計算式で算出することになります。落札者との協議を行い、費用負担等を運営業務委託契約書で規定します。
27	要求水準書	13 248	2.1処理能力 5)処理不適物 2.2搬入管理	「搬入禁止物」は現在の構成市町の「処理できないごみ」を、「処理不適物」は各方式により異なる「不適物」を指しますでしょうか。用語の定義をご教示ください。 また、処理方法によって対象が異なる「処理不適物」は事業者負担、共通条件である「搬入禁止物」は事業者の責により処理した後、費用を貴組合へご請求と思料しますが、見直しをお願いできますでしょうか。	搬入禁止物とは、各種リサイクル法対象品や産業廃棄物等で受入対象としていないものです。（例：市で処理できないごみに記載のもの） 処理不適物とは、分別不良のごみ又は大きさや状態が受け入れ基準を満たさないものです。 搬入禁止物は、受け入れしないものとし、処理不適物は、事業者の責任において処理するものとします。追加費用が発生した場合は、運営委託業務委託契約書（案）の規定により、負担方法を定めるものとします。
28	要求水準書	13	2.2搬出入車両	破砕機能力や配置人員検討のため、下記をご教示ください。 ①直接搬入ごみ搬入量 ②可燃粗大ごみのうち、中～大型ごみ（直径50cm以上のもの）：小型ごみの比率 ③直接搬入ごみ、可燃粗大ごみの搬入日	①平成27年度搬入実績を提示します。資料は閲覧を予定します。資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。 ②把握していません。ご経験からご提案ください。 ③直接搬入されるごみ、可燃性粗大ごみの搬入日は日曜日以外です。
29	要求水準書	13	2.2搬出入車両 1)搬入車両 (3)ごみ・し尿収集台数	ごみ・し尿収集車は何回/日（平均）収集でしょうか。 ごみ収集車のピーク時間帯等のデータがあればご教示ください。	①平成27年度搬入実績を提示します。資料は閲覧を予定します。資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。 ②把握していません。ご経験からご提案ください。
30	要求水準書	13	2.2搬出入車両	搬出入車両の大きさ(長さ、幅、ホイールベース長さ、最小回転半径等)をご教示願います。	ご提案ください。
31	要求水準書	14	2.3全体処理フロー	P.11の計画ごみ量の中の「燃やせるごみ」にプラスチック類が含まれていませんが、P.14の全体処理フローの中には含まれています。どちらが正でしょうか？	資源化の対象とならないプラスチック類及び資源化に適さないプラスチック類は、燃やせるごみに含まれます。
32	要求水準書	14	2.3全体処理フロー	可燃粗大ごみのフローは、手選別後に一部ストックヤードとされていますが、既設炉における「資源化物の種類」と「可燃粗大ごみのうち手選別後直接資源化できるものの割合」をご教示ください。	手選別で除外しているものは、主に破砕困難物です。 なお、破砕困難物の割合は、把握できていません。ご経験からご提案ください。
33	要求水準書	16	2.6公害防止基準 3)騒音基準	基準値の測定点となる「敷地境界線」は、添付資料1 p.1「本事業対象範囲図」に記載の「開発区域」線との理解でよろしいでしょうか。	添付資料1の開発区域から北部のため池を除外してください。 組合ホームページに掲載している環境影響評価をご確認ください。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
34	要求水準書	17	6) 飛灰/溶融飛灰処理物の溶出基準	H27.12の廃掃法施行規則等の一部を改正する省令に伴いカドミウムは現行法令基準の0.09mg/L以下とするものと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
35	要求水準書	19	(4) 組合のモニタリングへの協力等	「また、民間事業者は、組合へ提出する各種報告書等の作成にあたり、自らの費用で自主モニタリングを行うこと」とありますが、自主モニタリングの内容についてご教示願います。	ご提案ください。 技術提案で求めている事項です。落札者選定基準書をご確認ください。
36	要求水準書	21	第2部 本施設の設計 第1章 設計・施工に関する基本的事項	「本要求水準書に定める事項について…、本組合の指示に従うこと」とありますが、「本要求水準書に定める事項について…、貴組合と事業者との協議のうえ方針を決定する」と文言を修正いただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 通常想定される協議は行われると想定してください。
37	要求水準書	25	第2節 ユーティリティ計画 (1) 電気	汚泥再生処理センターへの配電量が、650kW(3,000MWh/年)とありますが、下記についてご教示ください。 ①3,000MWh/365/24≒342.5kWhとなりますが、この平均負荷(時間当たり使用量)前提として考えてよろしいでしょうか。 ②全炉停止時は給電なし前提との理解でよろしいでしょうか。	①650kWは最大となります。3,000MWh/年を含め、ご検討ください。 ②全炉停止時においても、汚泥再生処理センターは稼働しており、給電は必要です。受電設備点検で全停電時は給電は不要です。
38	要求水準書	26	第2節 ユーティリティ計画 (6) 地下水	地下水揚水設備のメンテナンス等は本事業内で実施するとありますが、ポンプ圧送設備や配管等のメンテナンスのみを含み、別途工事(貯留水槽の建物)に関するメンテナンスは本事業に含まないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書	25	第2節ユーティリティ計画 (2) 上水道	ポンプ圧送が必要とのことですが、ポンプ設置位置及びポンプ室の必要性をご教示願います。	ご提案ください。
40	要求水準書	26	第2節ユーティリティ計画 (5) 雨水	「工場棟の屋根に降雨した雨水は、[沈砂槽付貯留タンクを設置し、ろ過後に便所洗浄水、植栽散水、収集運搬施設の洗車用水など(事業者の提案による)]に利用すること」とありますが、地下水利用もありますので、省エネの啓蒙的シンボルとして1~2箇所程度、沈砂槽付雨水貯留タンクを設置する計画としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書	26	第2節ユーティリティ計画 (6) 地下水	安定した地下水最大揚水量はどの程度となりますか。時間当りの水量をご教示願います。	現状の池からの流出水量は1日約48m ³ です。季節毎又は降水量による変動を踏まえて事業者にて想定してください。
42	要求水準書	26	第2節ユーティリティ計画 (6) 地下水	ポンプ圧送及び浄化装置が必要とのことですが、これらの設置位置及び機械室の必要性をご教示願います。	ご提案ください。
43	要求水準書	26	第2節ユーティリティ計画(5) 雨水	余剰水・雨水等は調整池を経由し、河川放流と記載がありますが、『添付資料1』では調整池は本工事範囲外となっています。当該部の整備は別途工事と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	要求水準書	28	3.2 工事施工条件 (4)	「なお、夜間、日曜日は原則、工事を行わないこと」とありますが、やむをえない理由(大型重機の組立、ユーティリティ切替等の他作業と錯綜作業が出来ない作業等)により夜間、日曜でない出来ない作業の場合は、貴組合と協議し承諾を得た上で作業可能としていただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書	33~36	性能試験の項目と方法(1)~(4)	公害防止基準(p.15~18)に記載のない項目については、参考扱いとして計測するものと解釈してよろしいでしょうか。 Ex. 各排ガス項目の入口、焼却灰の重金属溶出値、焼却飛灰溶出試験のC4H8O2(ジオキサン)など	お見込みのとおりです。 なお、1、4-ジオキサンの飛灰/溶融飛灰処理物の溶出基準は、0.5mg/l以下です。要求水準書をご確認ください。
46	要求水準書	33	性能試験の項目と方法(1)	ごみ質分析⑤種類組成の種類品目をご教示願います。	「紙類」、「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」、「木・竹・わら類」、「厨芥類」、「不燃物類」、「その他」の6種類です。 また、バイオマス比率が算出できるようにご配慮ください。
47	要求水準書	33	性能試験の項目と方法(1) 1. ごみ処理能力(ごみ質)	備考欄に記載されておりますACC確認用ごみ質調査は、性能試験と別途(別日程)で調査するものと解釈してよろしいでしょうか。また、分析回数のおおよその目安をご教示願います。	ご提案ください。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
48	要求水準書	33	性能試験の項目と方法(1) 1. 燃焼/溶融温度	引渡性能試験での測定頻度2日間となっていますが、前頁p.32において、引渡性能試験は、試験に先立って1日前から定格運転に入るものとし、連続24時間以上の試験を行うこととなっていますので、本項目は、引渡性能試験開始1日前からのデータも使用するものと解釈してよろしいでしょうか。	引渡性能試験開始1日前のデータは、不可とします。 連続24時間以上の2日間連続を見込んでください。
49	要求水準書	35	性能試験の項目と方法(3) 11. 機器表面温度	適切な火傷防止対策を施すことを条件に点検口開口部周囲、点検窓、バーナ開口部等の輻射の影響を受ける部分は除外していただけないでしょうか。	落札者との協議により決定します。
50	要求水準書	42	9.3 経費の負担	試験検査費用に関して、貴組合及びコンサル殿の旅費は試験経費に含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書	42	9.4 工場試験検査の立会	海外にある子会社にて製造する大型機器の場合、工場立会検査は海外で実施することは可能でしょうか。もしくは、事業者による工場での検査成績書提出および国内での受入検査での対応と解釈してよろしいでしょうか。	落札者との協議により決定します。
52	要求水準書	46	1.3 塗装	配管ダクトの塗装は貴組合と協議の上、工場塗装とし、現地にてタッチアップも可能とさせていただきますでしょうか。	参考として施工方法の一例を示していますが、落札者との協議により品質上問題が生じない方法に限り、事業者の塗装要領等によるものとします。
53	要求水準書	51 154	2.1.5). (4) 計量機ピット排水	計量機ピット排水は「本施設の排水処理施設に搬送し処理」とありますが、工場棟プラント排水処理設備に搬送すると解釈してよろしいでしょうか。または計量機ピット排水は、個別に油水分離槽を設け、雨水排水系統としてもよろしいでしょうか。	前段、はお見込みのとおりです。 後段は、要求水準書のとおりとします。
54	要求水準書	53、 64	2.2.2 2階搬入扉 (プラットホーム出入口扉) 2.3.2 1階搬入扉 (プラットホーム出入口扉)	5)特記事項 (5)信号機は計量機での計量処理と連動して制御することとありますが、本扉は臭気対策上、搬入車出入時のみ開扉するものとなっており、場内周回道路の形状に適した制御を考慮した場合、プラットホーム内の待車状況による制御とし、計量機での計量処理との紐付けは不要とした方がよいものと考えますが、その様に変更してもよろしいでしょうか。	ご提案ください。
55	要求水準書	54 55	2.2.3ごみ投入扉 2.2.4ダンピングボックス	ダンピングボックスは、傾胴式のご指定がありますが、既設と同じ傾斜投入方式も提案可とよろしいでしょうか。	ご提案ください。
56	要求水準書	57	2.2.5ごみピット 5)特記事項(1)	二段ピットの場合、ごみピット容量の算出は、「投入扉から中仕切りまで」は投入扉下面以下、「中仕切りからごみ投入口まで」は中仕切り高さ以下で算出してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書	57、 203	2.2.5 ごみピット 13)見学者通路・ホール	p57 2.2.5 ごみピット 5)特記事項 (12)では、「見学者窓は歩廊を設ける等により清掃できるようにすること」となっていますが、p203 13)見学者通路・ホール (4)では、「ごみピットの見学者窓は自動洗浄装置を設置すること」となっています。p.57を正とし、見学者窓の清掃方法については事業者提案によるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書	62	2.2.10 脱臭装置 5)特記事項 (1)	ごみピット室は、ごみ貯留容量水切り面より上部の空間を見込めばよいと解釈してよろしいでしょうか。	ごみ貯留容量水切り面より下部の空間を含みます。
59	要求水準書	63	2.2.10 脱臭装置 5)特記事項 (6)	「活性炭吸着の後段で消臭剤(マイクロゲル)噴霧等の処置を検討のこと」とありますが、事業者提案によるものとしてよろしいでしょうか。	提案する場合は、同等以上のものを設定してください。
60	要求水準書	63	2.3.1 1階プラットホーム	5)特記事項 (11)すべての搬入車両がダンピングできる高さを確保することとありますが、正確な建屋高さを計画するため、対象車両の最高ダンブ高さをご教示願います。	搬入車両条件から想定してください。
61	要求水準書	64	2.3.2 1階投入扉	「臭気対策上、搬入車出入時のみ開扉する」とありますが、直接搬入車の持込みごみは可燃粗大ごみであり臭気はないと考えられます。臭気がない搬入車出入時は常時開扉可と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
62	要求水準書	65	2.3.3受入ヤード	直接搬入ごみのうち、燃やせるごみ量をご教示ください。	平成27年度実績を提示します。資料は、閲覧を予定します。資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。
63	要求水準書	67	3.1可燃性粗大ごみ破砕機	現在既設で使用している二軸回転破砕機のメーカーを参考用にご教示いただけませんか。	日本スピンドル製造㈱ 「VEGA」です。
64	要求水準書	73	4.5 二次燃焼室	ケーシング材質について天井：SS400、側壁：SS400同等品以上となっていますが、天井材質も側壁と同様、SS400同等品以上としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	要求水準書	76	4.1.1ごみ投入ホッパ	主要材質がSUS304のご指定がありますが、ごみ腐食や摩耗に対して要求水準を上回る事業者提案を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書に明記されている事項については、それを上回る提案を妨げるものではありません。
66	要求水準書	100	5.1.5 ボイラ飛灰排出装置	4)特記事項 (4)ボイラ飛灰は炉内搬送又は飛灰として処理すること。とありますが、事業者にていずれか一方の処理方法を選択し提案するものと考えてよろしいでしょうか。またその場合、選択した方式に応じて、p.141第10節 飛灰・溶融飛灰処理設備の文頭の一文は適宜見直すものとしませんが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	要求水準書	115	6.3 乾式有害ガス除去装置 (HCl, Sox除去設備)	適切な消費量を見込むため、既設当量比データ等を提供いただけないでしょうか。	資料の閲覧を予定します。資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。
68	要求水準書	116	6.3 触媒脱硝装置	脱Noxについては炉内無触媒脱硝を併用し、触媒塔はダイオキシン除去専用、かつリークアンモニアの捕捉、反応機構として触媒反応塔を設置するものとし、煙道部へのアンモニア噴霧設備は設けないものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
69	要求水準書	120	7.1.3 蒸気タービン発電機 (3) 主要項目 ① 力率	エネルギー効率を考慮し、力率値は事業者側にて数値の提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
70	要求水準書	120	7.1.1 蒸気タービン 7)特記事項 (10)	「主要なポンプ類は100%の予備を設けること」とありますが、主要なポンプとはドレンポンプと解釈してよろしいでしょうか。	詳細は実施設計時の協議により決定します。
71	要求水準書	135	9.2 灰押出装置 5)特記事項 (10)	「水槽下部には電動弁を設置し、容易に排水し、槽内の水が入れ替えできるようになること。なお、電動弁は水槽内の残渣による詰まりに考慮した形式を選定すること」とありますが、水の入れ替えは頻繁ではないため手動操作でも特に支障はなく、閉塞に対するリスクも軽減できると考えますが、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
72	要求水準書	135	9.2 灰押出装置 5)特記事項 (11)	「出口シュート部の長さを将来短縮できるような構造とすること」とありますが、シュートを短縮するとは、どのような場合を想定されているかご教示願います。	当該部分は削除します。
73	要求水準書	140	4) 特記事項 (2)	走行レールに沿って、両側に幅600mm以上の安全通路を設けるものとすると思いますが、ごみクレーン点検歩廊同様に柱部は400mm以上と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	要求水準書	158	14.3.1 ガス絶縁開閉装置	受変電設備において、ガス絶縁開閉装置以外の特高を受電する設備仕様を提案してもよろしいでしょうか。	仕様・規格の選定は、電力会社との連携に支障がないものをご提案ください。
75	要求水準書	159	14.3.3 特別高圧変圧器盤	変圧器は原則として乾式とする。と記載ありますが、受変電設備との組み合わせに応じ、ガス式等の仕様を提案してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	要求水準書	160	14.4.3 高圧配電盤	4)盤構成において、特記事項に記載のある通り「構成例の一例」として解釈する場合、多段積み込みの盤であればフィードをまとめて1面構成とする提案や進相コンデンサ主幹盤が列盤構成の場合は設けない等の提案をしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	要求水準書	166	14.6.4 シーケンスコントローラ盤	シーケンスコントローラ盤は、現場制御盤や動力制御盤内にPLCを内蔵する場合等は、単独で設けない提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
78	要求水準書	171	14.11 電気配線工事2) (6)	「電気配管は最上段とし、水配管の上空交差を避けること」とありますが、全ての履行は困難と考えます。「電気配管は最上段とし、水配管の上空交差を極力避けること」と修正していただけないでしょうか。	実施設計時の協議とします。
79	要求水準書	176	15.2 制御項目の基本構想 7) 設計基準	「ハードウェアは二重化する」とありますが、CPUや電源部等の主要部品を二重化すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	要求水準書	176	15.3.1 中央制御室	中央監視装置について、グラフィック装置及びCCTVモニターなどは、壁面や天井を利用して設置する設計としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	要求水準書	180	15.4 監視用テレビ (CCTV) 設備 2) 設計条件	「映像は情報系LANに載せ、必要な場所で見ることができる」とありますが、情報系LANとは別の映像回線にて構築してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書	181	15.5.1 気象 4) データログ	データログの機能については、DCSでデータログを実装しますので、単独での設置を行わない提案でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書	181	15.5.2 排ガス分析装置	各分析装置において、形式が指定されておりますが、LCC及び性能を考慮し、形式を事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
84	要求水準書	183	15.6 計装用機器及び工事	材料において「SUS304L」の記載がありますが、工事材料として使用する場合には、一般的な「SUS304」を使用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	要求水準書	191 216	16.12 重機等 2.3.5 車庫棟	ホイローダ、フォークリフト、油圧ショベルのご指定がございますが、必要購入車両は作業内容等を考慮して事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 また、車庫棟に収容する特殊車 (ショベルローダー、ダンプ等) 3台は、事業者が購入する重機との理解でよろしいでしょうか。	車種については、要求水準書のとおりとします。ただし、車両別の能力については、それぞれ作業内容等を考慮して事業者提案としてください。 後段は、お見込みのとおりです。
86	要求水準書	193	1.1 計画概要 (2) 付帯工事 ⑦ 危険物倉庫	事業者の計画により、必要となる場合は設置との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
87	要求水準書	194	1.1 計画概要 3) 仮設計画 (2) 仮設事務所	備品について、OA機器 (PC、コピー機等) は範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	PC、LANケーブルの配線 (WiFi含む)、コピー機は範囲内とします。
88	要求水準書	194	1.1 計画概要 3) 仮設計画 (4) 工事用道路	「工事の着手に当たり、旧山陽道 (西国街道) から工事場所への車両の出入りが可能となるよう、市道土与丸上三永線から工事場所出入口まで、元道と同じ幅員で仮設舗装する」とあります。本場所は事業用地外であるため、既に関係諸官庁からの了解は得られており、事業者は工事計画書類等の事務手続きをすれば良いとの理解でよろしいでしょうか。 また、現時点での関係諸官庁の窓口、やりとり状況をご教示願います。	現況地盤レベル以上における土砂及び砕石での整備 (掘り下げは不可) については、協議済みですが、舗装や側溝等の構造物を設置する場合は、別途道路工事施工承認申請の手続きが必要となります。なお、現時点における関係窓口は東広島市文化課及び建設管理課となります。
89	要求水準書	194	掘削工事	土壌汚染に関して、土壌汚染対策法の「一定規模以上の土地の形質変更」に該当すると思われませんが、汚染土壌の有無または調査結果をご教示願います。	広島県との事前協議により、申請書の届出時に県より調査指示は行わないことを確認しています。
90	要求水準書	199	2.1.2 工場棟平面計画 (3) ごみピット、灰ピット	「⑥ 投入口のシュートはSUS製とし、腐食しにくく耐久性のあるものにする」とありますが、腐食しにくく耐久性のある要求水準を上回る仕様の提案を認めていただけないでしょうか。	要求水準書質問No.65の回答を参照ください。
91	要求水準書	201	1.2 施設配置計画	汚泥再生処理センターへの汚泥搬入車両は添付資料1の通り汚泥再生処理センター付帯スロープで西側より北から南に向けて搬出入するものと考え、それを前提とした全体配置を提案するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
92	要求水準書	203	2.1.2 工場棟平面計画 13) 見学者通路・ホール (展示及び見学者用) (4)	「ごみピットの見学窓は、自動窓洗浄装置を設置すること」とありますが、p57, 60には「歩廊を設ける等により清掃できるようにすること」とあります。自動窓洗浄装置の有無は提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書質問No.57の回答を参照ください。
93	要求水準書	206 222	2.1.3 工場棟平面計画 (管理部) 6) 便所 (5) 4.1.2 衛生設備 (5)	「必要な箇所に温水洗浄便座を設置すること」とありますが、想定している場所があればご教示願います。 また管理部を除く洋式便器については、温水洗浄便座は不要と解釈してよろしいでしょうか。	洋式便器を設置する箇所には全て温水洗浄便座を設置してください。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
94	要求水準書	207	9) 環境学習・地域貢献設備等	食料等を備蓄する倉庫(40㎡程度)を設置するとありますが、食料、水、毛布等の調達や運営期間中の入れ替え等は貴組合の範囲と解釈してよろしいでしょうか。	事業者の範囲とします。倉庫の容量からご提案ください。
95	要求水準書	216	2.3.5 車庫棟	普通車3台とありますが、組合様のご利用、運営事業者の利用いずれをご想定ご教示ください。また、可能であれば収納車の用途・使用頻度もご教示いただけますと幸いです。	組合用です。公用車であり、使用頻度は毎日です。
96	要求水準書	216	第3節外構工事	平成32年4月以降の試運転期間に施工(実施)可能な外構工事についてご教示願います。	試運転に支障のない範囲の外構工事は、施工可能とします。
97	要求水準書	216	第3節外構工事 3.1構内道路工事 トラフ	各棟間には電気・電話、通信ケーブル等を敷設するためのトラフを設けるとありますが、共同溝や渡り廊下を利用することで代用できると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	要求水準書	218	3.3 雨水排水工事 1)計画	「下水道放流管を布設するものとする」とありますが、汚泥再生処理センターの要求水準書p87下水道放流設備の項目に、「既設の下水道放流管に接続すること」とあります。汚泥再生処理センター側で布設される理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	要求水準書	218	第3節外構工事 3.3雨水排水工事	造成工事における南側側溝の仕様・レベルがわかる資料もしくは計画図がありましたらご提示願います。	資料の閲覧を予定します。資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。
100	要求水準書 添付資料 2.3	219	3.4.3 フェンス	添付資料2.3造成計画図にガードレールの図示がありますが、別途造成工事にて既に設置されるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	要求水準書	220	第3節外構工事 3.7駐輪場	屋根付駐輪場の使用対象者をご教示願います。	組合職員、運営事業者、来場者の誰もが使用するものとお考えください。
102	要求水準書	223	4.1.4防災設備工事	消防計画に際し、別事業の汚泥再生処理センターとは消防法別棟扱いが出来るものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	要求水準書	225 226	4.2.1空気調和設備工事 2)計画(1)	「工場棟で必要な箇所の空気調和設備は全て[式]とし、個別分散方式を採用し、熱源は電気とする」とありますが、電気式の空冷ヒートポンプパッケージエアコンを表記していると解釈してよろしいでしょうか。また管理部も同様と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	要求水準書	227	(別表-2)各室の空調・換気・電気設備仕様	電気室関係(配電盤室、受変電室、電算機室)の空調(冷房)と換気に「○」印がありますが、換気を行うことで湿度の高い空気流入が考えられ、結露発生の懸念もありますので、換気は不要とし、空調(冷房)だけの対応といたしますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	要求水準書	229	5.2動力設備2)配電方式	現場制御盤を各機械室などに分散設置した配電方式の採用は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
106	要求水準書	230	5.3照明・コンセント設備 5.3.1照明設備 5)照明器具(1)	照明器具採用の基準として、 ・工場棟中央制御室などの管理部門及びメンテナンスのしにくい高所(高温部分を除く)はLED照明器具。 ・その他工場棟内の高温場所等は高効率蛍光灯または放電灯器具と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	要求水準書	230 231	5.3照明・コンセント設備	保安用照明器具・コンセント・防災機器(発電機回路)は、総合耐震計画基準、甲類に準拠すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
108	要求水準書	232	5.3.3外灯設備工事	外灯の計画において、特に準拠する基準があるでしょうか。特になければ、「JIS-Z9110-通路広場及び公園」を基準と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	要求水準書	232	5.3.3外灯設備工事	「植栽内にはハイブリッド照明器具を計画すること」とありますが、省エネの啓蒙的シンボルとして1~2台程度設置する計画と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	要求水準書	232 ~ 236	5.4弱電設備	汚泥処理再生センター(別途工事)と、当発電施設は維持管理運営上別施設であり、電話、インターホンなどの相互連絡通話設備は不要と解釈してよろしいでしょうか(一括放送、副受信機は除く)。	相互通話可能なものをご提案ください。
111	要求水準書	234	5.4.2放送設備7)設計基準(6)	消防協議により、法的な非常放送が不要になった場合、放送設備は一般放送としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
112	要求水準書	234	5.4.2放送設備7) 設計基準(7)	汚泥処理再生センター(別途工事)に一括放送をする場合、当発電施設側アンプに汚泥処理センターの放送容量を見込むか、お互いに運動可能な放送設備とするか調整することになります。どちらの方法でお考えでしょうか。	実施設計時の協議とします。
113	要求水準書	235	5.4.6テレビ共調設備	受信電波は、下記3点の対応でよろしいでしょうか。 ・地上波デジタル ・BS・CS ・CATV対応でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	要求水準書	236	5.5避雷設備3) 設計基準	保護レベルは、 ・危険物施設の場合はレベル I ・危険物施設でない場合は、保護効率E計算に準じるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご提案ください。 詳細は、実施設計時の協議とします。
115	要求水準書	238	1.4保険等への加入	貴組合が加入する「建物損害共済 全国市有物件災害共済会中国支部」及び「自動車損害共済 全国市有物件災害共済会中国支部」の保険の具体的内容を御教示ください。運営事業者が加入する保険を検討するにあたり伺います。	建物損害共済：建物、プラント 自動車損害共済：公用車、重機等 となります。
116	要求水準書	239	1.9搬入量変動への協力	災害時等計画処理量を上回る量を搬入する際には積極的に協力させて頂く所存です。しかし、それに伴う資材・薬品等の変動費、計画処理量を越えた運転による稼働率や負荷が上がったことに伴う整備費等については、負担について協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	要求水準書	241	2.4教育訓練	教育訓練には、貴組合の要望に応じ、貴組合の職員も参加させることとありますが、その費用は貴組合負担と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	要求水準書	241	2.4教育訓練	「教育訓練には、組合の要望に応じ、組合の職員も参加させること」とありますが、具体的にはどのような教育訓練への参加を想定されていますか。また、人数はどの程度を想定されていますか。	教育訓練への参加については、次のものを想定しています。人数は最大で全職員30名程度を想定してください。これら以外に有用な研修・訓練で組合職員の参加が可能なものがあれば、ご提案ください。 ・安全衛生教育 ・労働安全衛生法に係る特別教育 ・消火訓練等の緊急時の対応教育 ・プラント運転及び機器の取扱い ・メンテナンス等の技能訓練等
119	要求水準書	247	1.2受入れ時間	受入れ時間につきまして、休憩時間を設けて頂けないでしょうか。労働基準法上の休憩を受入れ作業員に付与し易く成ることで、地域人材活用拡大及び事業費低減に繋がるため申し上げます。	要求水準書のとおりです。 交代要員確保やローテーションで休憩時間を確保するなど柔軟な対応をお願いします。
120	要求水準書	248	2.2搬入管理(4)	「搬入禁止物は、運営事業者の責めにより資源化等処理を行うこと」とありますが。搬入禁止物は搬入されないように市民への通知を徹底して頂き、持ち込まれた際には丁寧に説明を行って持ち帰って頂くのが原則で、どうしても持ち帰りができないものについては資源化等処理を行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
121	要求水準書	248	2.2搬入管理(5)	運営事業者が実施する展開検査時に、貴連合の御立合いをお願いすることは可能でしょうか。運営事業者も市民の方々への接遇に最大限配慮いたしますが、不定期、抜き打ち的に展開検査を実施するため、行政側も御立合い頂ければ、市民の方々との不要なトラブルを防止できるものと考えます。	お見込みのとおりです。 なお、組合に立会を要請する場合は、事前に実施方法等について組合の承諾を得てください。
122	要求水準書	248	2.3搬入物の性状分析	「第4部第2章第2節2.8」は「第3部第2章第2節2.8」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	要求水準書	259	8.8本施設利用者の来場支援業務	シャトルバスの車両は特に指定はなく、事業者の提案と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	要求水準書	259	8.8本施設利用者の来場支援業務	送迎ルートは特に指定はなく、事業者の提案と解釈してよろしいでしょうか。	落札者との協議により決定します。
125	要求水準書	260	8.9健康関連行事への協力	健康検診員や健康相談員の確保(人件費含む)は貴組合範囲と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。
126	要求水準書	260	8.10環境学習施設・啓発施設の管理、定期的なイベント開催(4)	「過度な負担とならないよう配慮」とされていますが、経済的かつ効果的な提案が望ましく、過度な費用が必要となる提案は望ましくないとお考えとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
127	要求水準書	269 ～ 276	資源化等処理業務全般	募集要項では、対象とされる処理方式がストロカ方式、ガス化溶融シャフト炉式、ガス化溶融流動床式と複数あり、資源化等処理業務の処理対象である処理残渣等（資源化等処理業務委託契約書（案）P.2 第5条）についても焼却灰、飛灰、溶融飛灰、処理不適物の残渣等と複数が提示されており、複数の処理方式を想定した包括的な表記としていただいていると思料します。処理対象、受入条件、加入保険、処理計画、情報管理、確認・記録・報告、委託料の支払・改訂条件等の詳細については、処理対象物に応じた実態を踏まえ、落札後にご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みとおります。
128	要求水準書	269	1.3労働安全管理・作業環境管理(5)	資源化処理施設が廃棄物焼却施設に相当しない場合、本項は該当しないと考えてよろしいでしょうか。	本項に準じた内容を要求します。
129	要求水準書	270	1.10組合への協力	具体的な協力内容については、組合様との協議のうえ、決定させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	要求水準書	276	3.2組合との定例会議への参加	貴組合への資源化等処理の状況報告については別途要求水準書内にデータ及び書類にて行う旨の記載がある中で、定例会議への参加等については資源化等処理業務の範疇を超えたものであるため、対応困難と思慮いたします。	要求水準書のとおりです。開催回数等は記載のとおり協議します。
131	要求水準書		添付資料4	地下水について、必要な地下水前処理装置や薬品費を設定するために、下記をご教示ください。 ①本事業用地内における地下水水質（もしくはSt.1、St.5の地下水水質測定結果） ②電気伝導度、酸消費量、COD、硫酸イオン、カルシウム硬度、イオン状シリカ等の分析項目結果	①②資料の閲覧を予定します。資格審査を通過した事業者は、別途、組合まで連絡してください。その内容を踏まえ、ご提案ください。

【リスク管理方針書】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	リスク管理方針書		リスク抽出シート1. No.19	見直しルールの規定について「※固定費及び…1000分の15を超える額」とあり、資源化等処理業務委託契約書（案）の別紙3の3項(1)には「本契約締結時の…物価変動の差が1.5ポイントを超える場合に、委託料の改定を行う」とありますが、同じ内容と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	リスク管理方針書		リスク抽出シート1. No.28	資源化等処理業者を含む各協力企業が具体的に負うべき経費について明示いただけますでしょうか。	現時点で想定はありません。
3	リスク管理方針書		No.32 住民対応	残渣等運搬事業者及び資源化等処理事業者はリスク負担外と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	リスク管理方針書		No.35 第三者賠償	本項目において、運営段階にて発注者の指示による運営で事故が発生した場合は含まないと解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者は善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行してください。
5	リスク管理方針書		No.40 許認可取得	運営事業者欄に△（従たるリスク）がついていますが、運営事業者は代替事業者を提案するのみと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	リスク管理方針書		No.60,61 工事の遅延	工事用地の確保遅れ、埋設地中物の除去や計画変更によるものは、No.60かNo.61のいずれかに該当すると解釈してよろしいでしょうか。	リスク管理方針書のNo.54、No.56、No.57に該当します。
7	リスク管理方針書		No.83 施設破損	本項目において、発注者の指示による運営にて事故、火災等が発生し、本施設の修復等にかかるコスト増大した場合もリスク負担は運営事業者のみと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者は善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行してください。
8	リスク管理方針書		No.84 施設破損	全てのリスクは運営事業者に対するものではないと考えます。	リスク管理方針書、運営業務委託契約書（案）のとおりとします。
9	リスク管理方針書		No.87 施設破損	運営事業者欄に△（従たるリスク）がついていますが、運営事業者は代替事業者を提案するのみと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
10	リスク管理方針書		No. 89 施設破損	貴組合欄が空欄ですが、例えば、No. 71、73、74では、組合の責任によらない場合のコスト変動についても組合が基本的にリスク負担するとあります。よって、No. 89でも同様に貴組合がリスク負担していただくことは可能でしょうか。	「No.89維持管理運営コスト増大」のリスクに関する質問であると解釈し回答します。リスク管理方針書のNo.71、No.73、No.74は組合が負うべきリスクと考えています。組合の責によらない維持管理運営コスト増大は事業者のリスクと考えます。
11	リスク管理方針書		No. 94売電収入の変動	事業者の事由(運転)による売電収入の変動リスクには、搬入する一般廃棄物等のごみ質が、契約に規定する範囲内で変動した場合、または災害廃棄物等により、ごみ質・ごみ量が変動した場合による売電収入の変動は、含まれていないと解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書、運営業務委託契約書(案)で記載の対価の支払いルールをご確認ください。

【落札者選定基準書】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	落札者選定基準書	7	1. 総合評価の審査項目と配点	評価の視点として、「定量評価」に加え「妥当性」「信頼性」「具体性」「緻密性」「実現性」「利便性」「実施効果(期待度)」「わくわく感」から評価とありますが、定性的評価となるこれら8項目の審査方法についてご教示いただけますでしょうか。	これらの視点から総合的に評価します。
2	落札者選定基準書	7	1. 総合評価の審査項目と配点	小項目の中に隣接して整備される「汚泥再生処理センター(別工事)との連携/協力」に関する提案を求める項目が複数ありますが、汚泥再生処理センターは、同時期別発注の別事業であり、連携、協力提案はあくまで想定の上での提案となるため、この提案部分の履行確実性は担保致し兼ねます。要求水準に関する誓約書(第3-2号様式)の提出が求められていますが、事業者決定後の実施設計協議(汚泥再生処理センター側の事業者含め)で変更となる可能性もあることから誓約書の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、ご提案いただいた内容のうち、汚泥再生処理センター側の事業者と合意が得られたものは、全て履行義務があるものとお考えください。
3	落札者選定基準書	8	1. 総合評価の審査項目と配点	中項目「最終処分量ゼロシステム」②の「最終処分の有無と発生量」については、外部委託業者を活用して最終処分する処理残渣等があるか否か、有る場合に発生量を指定様式に記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	落札者選定基準書	8	1. 総合評価の審査項目と配点	中項目「最終処分量ゼロシステム」②の「最終処分の有無と発生量」について、第3-13号様式への記載が必要となっていますが、埋立処分した場合と再資源化(埋立処分以外の処理方法)した場合は外部委託業者の委託先や委託費用含め大きく変わります。基本理念は処理物全ての再資源化を掲げられておりますが、貴組合の方針としては再資源化を重視するお考えでしょうか。	実施方針及び落札者選定基準書に定めるとおりです。
5	落札者選定基準書	8	1. 総合評価の審査項目と配点	中項目「最終処分量ゼロシステム」④「外部依存度」は、第3-13号様式 ※4にある「外部依存率」と同定義と考えてよろしいでしょうか。また「自前処理度」の定義をご教示ください。	前段はお見込みのとおりです。自前処理度の計算式は = 1 - 外部依存度 とお考えください。
6	落札者選定基準書	9	1. 総合評価の審査項目と配点 地元企業の活用、資材調達への協力	第3-29号様式にて地元企業への工事発注予定額を記載することになっていますが、たとえば1次下請けが地元企業で2次下請けも地元企業の場合、計上は1次下請けの金額のみ記載となるのでしょうか。地元企業への工事発注額や資材調達に関する記載方法の統一化のためお問い合わせいたします。	前段はお見込みのとおりです。総額のうちの地元企業の金額としてください。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
7	落札者選定基準書	9	1. 総合評価の審査項目と配点	<p>中項目「地域貢献」にある、運転員、作業員の雇用率の定義をご提示ください。</p> <p>①運転員は、地域の人材活用人数（第3-29号様式「地域貢献の内訳」②）を、運営人員体制（第3-22号様式）の合計人数で除したものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②作業員は、設計施工期間中の地域の人材活用を図るものと考えますが</p> <p>a. 地域の人材活用人数（第3-29号様式②）は下請業者での雇用も含むかどうか</p> <p>b. 雇用形態にはどのようなものを想定しておられるか</p> <p>c. 地域の企業活用、資材調達（第3-29号様式③）と二重計上が発生する場合の対応についてご教えてください。</p>	<p>総合評価項目における中項目「地域貢献」に記載している、運転員、作業員の定義は、運営期間中の運営業務実施に携わる人員です。したがって、雇用率は、「地域貢献の内訳（第3-29号様式）」における、「②地域の人材活用」欄における合計人数を、「運営人員体制（第3-22号様式添付1）」の合計人数で除したものとご考えください。</p> <p>また、「①地元企業への工事発注」については、設計施工期間中における地元企業の活用度を評価するものとし、「③地域の企業の活用、資材調達」については、運営期間中の地元企業の活用度を評価するものとし、</p> <p>なお、雇用形態としては、「正社員」、「契約社員」、「パート・アルバイト」等を想定し、業務の遂行方法、地域の雇用創出効果及び活性化について評価するものです。</p>
8	落札者選定基準書	10	添付1 人員配置評価	<p>本事業では、SPC管理業務経験者等は運営事業者（特別目的会社＝SPC）へ配置します。例示されている「配置・役職」欄に、SPC役職（社長、総務部長、技術部長等）も追加お願いします。</p> <p>また、同一内容の第3-22号様式（添付2）も同様のご対応をお願い致します。</p>	<p>人員配置評価は、運営業務の実施体制を評価するためのもので、「配置・役職」欄への追加できる役職は、現場に常駐し、業務を実施する上で指揮命令系統に属する監督者に限るものとします。これは、労働基準法及び安全衛生法を遵守し適切な業務の履行を確保するためのものですので、趣旨をご理解の上必要に応じて追加してください。</p>
9	落札者選定基準書	10	添付1 人員配置評価	<p>人員配置評価は、円滑な施設運営開始を目的とした運営開始時の体制に対して行われると考えて宜しいでしょうか。</p> <p>運営期間を通じての提案体制維持は難しい面があると思料いたします。例えば、地元採用の新入社員の能力向上に伴い、より高位の職位を担わせようとした際に、提案体制における経験値を満足しないために当該職位を担わせることができず、地元での優秀な人材の育成を阻む恐れがあります。</p> <p>本資料は施設運営開始時の体制評価用として頂き、運営開始後の人員配置は柔軟に運用を協議させていただけますようお願い致します。</p>	<p>人員配置評価において提案された実施体制は、運営開始時のみならず、運営期間を通じて確保されることが必要と考えています。評価は、単に経験値のみで評価されるわけではなく、保有資格を含めた組織全体の総合評価値とご理解ください。したがって、実施体制の変更にあたっては、「人員配置の評価点」の合計値が減少しないよう配慮する必要があります。</p>
10	落札者選定基準書	11	3. 価格審査における点数化方法	<p>最低制限価格や定量化限度額等の設定はありませんが、極端な低入札があった場合に品質確保等の面で懸念が生じると考えますがどのような措置又は対応をお考えでしょうか。</p>	<p>設計・施工期間においては、品質が確保されるよう適切な施工監理を行い、又運営期間においては、適正処理が継続されるよう、厳正なモニタリングを行います。なお、要求水準書又は事業提案が遵守されていない場合の措置は、契約書等に定めるとおりです。</p>

【様式集】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	様式集 (その1)	12	第2-7号様式	<p>処理期間は本様式で回答する施設の「処理実績期間（設備稼働開始から平成28年3月31日）」を記載すればよろしいのでしょうか。</p>	<p>入札参加資格認定基準日は、入札参加資格審査申請書類の提出日としています。札参加資格審査申請書類の提出日をご記入ください。</p>
2	様式集 (その1)	13	第2-8号様式	<p>入札参加資格を満たしていることの誓約書は、1枚に全社分押印すると時間がかかるため、代表企業に対しての1社1枚でよろしいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	様式集 (その1)	13	様式2-8号 様式2-11 様式2-12	<p>申請者欄には、各会社の代表者又は受任者とありますが、代表取締役から受任を受けた受任者（例；工場長、事業部長）が構成メンバーとなるための手続きは、様式2-12号様式の「印鑑届」の提出でよろしいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	様式集 (その1)	13	様式2-8号 様式2-11 様式2-12	<p>代表取締役から、受任者への委任方法が、上記質問2ではない場合、どのような手続きを行えばよいのでしょうか。</p>	<p>様式集質問No.3の回答を参照ください。</p>
5	様式集 (その1)	13	様式2-8号 様式2-11 様式2-12	<p>代表取締役が申請者の場合、6月1日付で代表取締役が交代した場合、現在事項全部証明書、印鑑証明が揃うまでの間は、5月31日までの代表取締役名での申請でよろしいのでしょうか。</p>	<p>5月31日までに申請してください。変更後、速やかに差替え資料をご提出ください。</p>

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
6	様式集 (その1)	15	第2-10号様式	資源化等処理業務期間中を通じて本施設の処理残渣等を必ず受け入れる誓約書は、1枚に全社分押印すると時間がかかるため、代表企業に対しての1社1枚でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式集 (その1)	15	様式2-10号	本誓約書の内容は、誓約を行った代表企業及び資源化等処理業者のみが受入れるとの内容ですが、資源化等処理業務委託契約書(案) 第21条3項では「本契約に従った処理残渣等の資源化等処理ができないときは、受注者は、他の事業者をして代替施設における資源化等処理に係る契約を発注者との間で締結させる・・・」とあります。資源化等処理業務委託契約書第1条3項には本契約書の解釈の方が優先とありますので、「資源化等処理業務委託内容記載内容の方が、この誓約書より優先する」との解釈でよろしいでしょうか。	「資源化等処理業務開始から終了にかけて、本施設の処理残渣等を確実に受け入れる」ことを誓約の上参加を求めるものであり、処理できなくなる事態を前提とするものではありません。なお、誓約書は、入札参加資格を審査するために提出を求める書類です。
8	様式集 (その1)	17	様式2-12号	印鑑証明の発行日は、申請日から3ヶ月以内のものでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	様式集 (その1)	17	様式2-12号	印鑑証明書は正が必要でしょうか、写しで構わないでしょうか。	原本を提出してください。
10	様式集 (その1)	18	第2-13号様式 入札参加資格要件を証明する書類の写しの目録	1. 基本的参加資格要件を確認するもの(全社分提出) (1)納税に係る滞納のない証明書(法人税、消費税及び地方消費税、構成市町に係る市町税)ですが、貴組合の構成市町に事業所がない場合、「滞納のない証明書」は必要でしょうか。不要の場合、事業所所在地における市町税の「滞納のない証明書」のご提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、原本を提出してください。
11	様式集 (その1)	18	第2-13号様式 入札参加資格要件を証明する書類の写しの目録 2-6(1)	「資源化施設(セメント原料化等)の運転実績を有している証明書類」は具体的にどのようなものをお考えでしょうか。	搬入量、搬出量が分かる資料をご準備ください。 公的な資料でなくても問題ありません。
12	様式集 (その1)	18	第2-13号様式 入札参加資格要件を証明する書類の写しの目録 3. その他(2)	乙型共同企業体を組成する場合、共同企業体協定書には出資額の代わりに分担範囲を記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	様式集 (その1)	18	第2-13様式	納税証明書(国税その3の3、市町村税)及び現在事項全部証明書の発行日は、提出日から3ヶ月以内のもので良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	様式集 (その1)	18	第2-13様式	納税証明書(国税その3の3、市町村税)及び現在事項全部証明書は、正が必要でしょうか。写しで構いませんかでしょうか。	原本を提出してください。
15	様式集 (その1)	18	第2-13様式	一般貨物自動車運送業許可証は写しの添付でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	様式集 (その1)	18	第2-13様式	焼却灰等の焼却残渣の資源化施設の運転実績を有している証明書類とは、具体的に何を提示すれば良いでしょうか。	様式集質問No.11の回答を参照ください。
17	様式集 (その1)	18	第2-13様式	運転実績を有している証明書類として、契約書の写しを提示する場合、契約数量・契約期間が分かればよろしいでしょうか。その他自治体との守秘義務に相当する部分(例:契約金額など)は削除しても良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	様式集 (その1)	22	第3-2号様式	要求水準に関する誓約書は、1枚に全社分押印すると時間がかかるため、代表企業に対しての1社1枚でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	様式集 (その1)	25	事業提案書類の作成要領	「資源率は資源売却量/ごみ処理量で試算すること」とありますが、この資源売却量は有価で売却した量を示しているという理解でよろしいでしょうか。 また、ここでいうごみ処理量は、焼却あるいは溶融した処理量ではなく、添付資料7に示されている計画ごみ量の合計値(不燃ごみや処理不適合物等すべてを含む)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	様式集 (その1)	27	(2) 施設の整備・運営における基本方針の実現(施設計画)	様式番号3-15、及び3-16はA4×2枚となっていますが、場合によってA4×1枚、A3×1枚にしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
21	様式集 (その1)	32	第4-1号様式 施設設計図書 ※4	「事業提案書を補完する資料、事業提案書の算定根拠などについては、本様式に添付して提出する」とありますが、事業提案書にて参照先としている資料、算定根拠等については、参照を容易にするために事業提案書に添付することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	様式集 (その2)		第3-6号様式 (添付2)	(4) 事業提案書類に「第3-6号様式 (添付1) 電気関係 (売電原単位)」の記載がありますが、様式集その2 (Excel版) にはそのシートがありません。ご提示をお願いします。	「第3-6号様式 (添付1) 電気関係 (売電原単位)」は削除します。
23	様式集 (その2)		様式第3-13号 処理残渣等発生量の 見込み	発生量の欄には、焼却灰、飛灰、溶融飛灰及び外部委託処理するもの (不燃ごみやスプリングマットレス等) を記入するという理解でよろしいでしょうか。 また、発生量の中に「処理不適物及び資源物は見込まなくてよい」となっていますが、処理不適物は各方式で異なりますし処理方法も異なると考えます。処理不適物を委託処理する場合は発生量を計上し、資源化等処理業務に係る金額提示が必要と考えますがいかがでしょうか？	前段は、お見込みのとおりです。 処理不適物の定義は、要求水準書質問No.27の回答を参照ください。
24	様式集 (その2)		第3-28号様式 (添付2) 事業収支計画	支出の欄に、運営事業者設立費等の施設運営開始前の準備費用を記載するものと考えますが、この準備費用は運営期間中の固定費で御支払頂けるものと考えてよろしいでしょうか。それとも運営開始前に、運営事業者へ御支払頂けるのでしょうか。当該費用の収入を本様式に記入するために御教示ください。	運営期間中に固定費として支払いします。
25	様式集 (その2)		第3-28号様式 (添付2) 事業収支計画	事業収支計画のE-IRR (配当前キャッシュフローの出資金に対するIRR) がExcel内に計算式が未入力のため、その計算式を確認させて頂くか、若しくは計算式を入力されたエクセルを御提示願います。 なお、確認の場合は、以下の計算式で宜しいでしょうか？以下の計算式とした場合、出資金はキャッシュイン内に含まないと考えますが、宜しいでしょうか？ (本様式では含んで計算するように思えます。) 【E-IRR計算式】 $\text{出資金} = \sum \frac{n\text{年目の配当前キャッシュフロー (※1)}}{(1+re)^n \text{ (※2)}}$ (※1) n年目の配当前キャッシュフローとは、事業収支計画のキャッシュインに記載されるn年目の税引後当期利益、またキャッシュアウトに記載されるn年目の税引後当期損失に限定される。 (※2) 「re」とは割引率 (E-IRR) を示す。	エクセルのIRR関数で計算してください。
26	様式集 (その2)		第3-28号様式 (添付2) 事業収支計画	法人税等を算出するために、実効税率を御教示ください。入札者が独自で実効税率を定めると条件が揃わないかと考えます。例えば、法人税等 = 課税所得 × 実効税率 (35.64%) と考えてよろしいでしょうか。	税利率は、SPCの資本金等で変わってきます。提案内容に応じて設定してください。
27	様式集 (その2)		第3-29号様式 (添付) 地域貢献の内訳	圏域内の人材の定義が、雇用日において東広島市、竹原市、大崎上島町の住民票を6ヶ月以上有している人材とされていますが、貴組合に社員の住民票を提出するのは、個人情報保護の観点で難しい場合があります。よって、住民票以外でも東広島市、竹原市、大崎上島町の居住が示せるもの (自宅水道料金等の公共料金支払実績) も、住民票と同等に取扱い頂けないでしょうか。	東広島市、竹原市、大崎上島町の居住が示せるもの (自宅水道料金等の公共料金支払実績) も、住民票と同等に取扱いするものとしします。
28	様式集 (その2)		第4-3号様式 2.1 業務実施体制	「特別目的会社 (SPC) は事業者特定後、速やかに宇佐市内に設立する」と記載されていますが、構成市町内 (東広島市、竹原市、大崎上島町) に設立と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【契約書共通】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	事業契約書 共通		秘密保持 著作権の譲渡等	<p>「法令に従い開示が要求される場合」は情報公開条例に従い開示が要求される場合を想定されているかと思料いたしますが「広島中央環境衛生組合情報公開条例」が確認できませんでしたので、事業者が提出する図面その他の情報は、通常情報公開条例に規定されている開示の例外事項である「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p><該当条項> 基本協定書 第12条第3項2号 基本契約書 第18条第3項2号 処理残渣運搬業務委託契約書 第6号4項1号、2号 資源化等処理業務委託契約書 第6条4項第1号、2号</p>	東広島市情報公開条例に準拠します。詳細は、契約時に協議します。
2	事業契約書 共通		秘密保持	<p>(5) として以下内容を追加いただけますでしょうか。</p> <p>「正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの、または本契約と関係なく独自に開発されたもの。」</p> <p><該当条項> 基本協定書 第12条第2項 基本契約書 第18条第2項 資源化等処理業務委託契約 第41条第2項</p>	契約時に協議します。
3	事業契約書 共通		著作権の譲渡等	<p>受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもので、これらは情報公開法・独立行政法人等情報公開法に定める不開示事由として認められています。</p> <p>「成果物及び工事目的物を、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし」を「成果物及び工事目的物を、受注者の許諾を得た場合は利用する権利及び権限を有するものとし」としていただけますようお願いいたします。</p> <p><該当条項> 建設工事請負契約書 第11条第4項第2号、第3号 運営業務委託契約書 第6条第4項第2号、第3号</p>	契約時に協議します。

【基本協定書（案）】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	基本協定書 （案）	3	第6条（事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金）第2項	<p>以下に変更をお願いします。</p> <p>（原文） 「前項の規定により、組合が事業契約を締結しない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、組合の指定する期間内に支払わなければならない。」</p> <p>（変更） 「落札者を構成する当事者が、前項の規定に該当したことにより、組合が事業契約を締結しない場合、当該当事者は、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、組合の指定する期間内に支払わなければならない。」</p>	連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します。
2	基本協定書 （案）	3	第6条2項	<p>「前項の規定により、組合が事業契約を締結しない場合、落札者を構成する各事業者は、共同連帯して、違約金を支払う」、とありますが、他社起因による違約金支払いを当社が行う事は出来ませんので、「原因当事者が違約金を負う」、又は「出資者が違約金を支払う」に変更をお願いします。</p>	基本協定書（案）質問No.1の回答を参照ください。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
3	基本協定書 (案)	3	第6条(事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金)第3項	以下に変更をお願いします。 (原文) 「組合に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、組合は、落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。」 (変更) 「組合に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、第1項に該当した当事者は、組合に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、組合は、当該当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、当該当事者は、組合に対して賠償金の支払いの義務を負うものとする。」	連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します。
4	基本協定書 (案)	3	第6条3項	「落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して損害賠償義務を負う」とありますが、他社起因による損害賠償を当社が負うことは出来ませんので、「原因当事者が損害賠償義務を負う」又は「出資者が損害賠償義務を負う」への変更をお願いします。	基本協定書(案)質問No.3の回答を参照ください。
5	基本協定書 (案)	3	第6条事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金第3項	「組合に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。」とあります。民間事業者が過大なリスクを織り込むこととなるため上限を設定いただけませんか。	基本協定書(案)質問No.3の回答を参照ください。 なお、上限は設定しません。
6	基本協定書 (案)	3 4	第6条事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金第2項・第3項 第7条不正行為に対する措置第3項・第4項	各項の「連帯して」「共同連帯して」を削除いただけないでしょうか。 応募グループには、要件水準を満足する処理残渣等運搬企業、資源化等処理企業、ならびに地元企業の参加が必要とされていますが、自らの責任に拠らない過大な連帯責任を求められた場合、これらの企業の参加は困難です。違約金は応募グループ参加企業のうち帰責者への請求としていただけますようお願いいたします。	第6条第2項は、基本協定書(案)質問No.1の回答を参照ください。 第6条第3項は、基本協定書(案)質問No.3の回答を参照ください。 第7条第3項は、基本協定書(案)質問No.7の回答を参照ください。 第7条第4項は、基本協定書(案)質問No.9の回答を参照ください。
7	基本協定書 (案)	4	第7条(不正行為に対する措置)第3項	以下に変更をお願いします。 (原文) 前二項の規定により、組合が事業契約を締結しない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、組合の指定する期間内に支払わなければならない。 (変更) 落札者を構成する当事者が前二項の規定のいずれかに該当したことにより、組合が事業契約を締結しない場合、当該当事者は、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、組合の指定する期間内に支払わなければならない。	連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します。
8	基本協定書 (案)	4	第7条3項	「前二項の規定により、組合が事業契約を締結しない場合、落札者を構成する各事業者は、共同連帯して、違約金を支払う」とありますが、他社起因による違約金支払いを当社が行う事は出来ませんので、「原因当事者が違約金を負う」、又は「出資者が違約金を支払う」に変更をお願いします。	基本協定書(案)質問No.7の回答を参照ください。
9	基本協定書 (案)	4	第7条4項	「落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して損害賠償義務を負う」とありますが、他社起因による損害賠償を当社が負うことは出来ませんので、「原因当事者が損害賠償義務を負う」又は「出資者が損害賠償義務を負う」への変更をお願いします。	連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
10	基本協定書 (案)	4	第10条(その他事業契約の不成立)第2項	「なお、広島中央環境衛生組合議会により否決された場合は、組合及び落札者のいずれの責めにも帰さないものとし、前項の規定を適用するものとする」とありますが、リスク抽出シートNo.1の「事業者の実行済み費用(損害)の負担」に矛盾しており、リスク抽出シートの全体的なリスク分担の考え方からみれば、リスク抽出シートNo.1の考え方が適当であり、本条第2項のなお書き以降の削除をお願いします。	基本協定書(案)のとおりとします。リスク管理方針書のNo9をご確認ください。なお、組合議会は、独立した組織です。
11	基本協定書 (案)	4	第10条(その他事業契約の不成立)第3項	「落札者の責めに帰すべき事由により組合と落札者が事業契約の締結に至らなかった場合」の違約金支払い義務者は、当該有責当事者であると考えますので、出資者が共同連帯して違約金を支払う旨の削除をお願いします。	連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します。
12	基本協定書 (案)	5	第10条(その他事業契約の不成立)第4項	「出資者は、組合に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、組合は、出資者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、出資者は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする」とありますが、その支払い義務者は、当該有責当事者であると考えますので、出資者が共同連帯して違約金を支払う旨の削除をお願いします。	連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します。
13	基本協定書 (案)	4 5	第10条その他事業契約の不成立第3項・第4項	各項の「連帯して」「共同連帯して」を削除し、「出資者」を第6条、第7条同様に「落札者を構成する各当事者」としていただけませんか。出資者にとって自らの責任に拠らない過大な連帯責任と思料します。	基本協定書(案) 質問No.11、No.12の回答を参照ください。
14	基本協定書 (案)	5	第12条(秘密保持)第3項第4号	「本事業に関する資金調達等のために開示を必要とする場合」とありますが、具体的にはどのような場合があるのかご教示願います。	例えば、事業者が金融機関から資金調達する場合等が考えられます。
15	基本協定書 (案)	5	第13条(本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止)	以下に変更をお願いします。 (原文) 「組合及び落札者は、相手方の承諾なく、本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。」 (変更) 「組合及び落札者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。」	変更します。
16	基本協定書 (案)	6	第14条	「組合及び落札者は、本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない」とありますが、他社起因による損害を当社が賠償する事は出来ませんので、「本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、原因当事者とその損害を賠償しなければならない」又は「本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、出資者がその損害を賠償しなければならない」に変更をお願いします。	第14条は、以下の考え方により条文を見直します。 「本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、原因当事者は、相手方が被った損害の一切を賠償しなければならない。」

【基本契約書(案)】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	基本契約書 (案)	6	第6条当事者が締結すべき契約第5項	発注者に提出すべき下請負契約書は、「締結した下請負契約等全ての契約書」ではなく、第5条の定めに従い別紙2で提示した「本事業の実施体制図、役割分担」に記載した範囲の契約との理解でよろしいでしょうか。	契約時に協議します。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
2	基本契約書 (案)	8	第14条 出資者による運営 事業者に対する損害 賠償義務等の履行 の保証 第2項	<p>運営事業者の違約金額は、運営業務委託契約書第37条第1項において運営期間満了日までの残期間に係る委託料の100分の10に相当する額が違約金と定められておりますので、運営期間の経過に従い違約金額は減額されます。</p> <p>一方、出資者の運営事業者に対する保証額は、本項において、運営期間満了日までの残期間に係る委託料の100分の10に相当する額または年間委託費のいずれか大きい方と定められておりますので、運営期間11年目以降は、出資者の保証額の方が運営事業者の違約金額よりも大きくなります。</p> <p>出資者の保証額の上限についても運営事業者の違約金の取り決め同様、残期間に係る委託費の総額の10分の1としていただけないでしょうか？</p>	第14条は削除します。
3	基本契約書 (案)	9	第16条（権利義務 の譲渡の禁止）	<p>以下に変更をお願いします。</p> <p>（原文） 「発注者及び受注者は、他の当事者の承諾なく本契約に基づく権利義務及び契約上の地位につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。」</p> <p>（変更） 「発注者及び受注者は、他の当事者の事前の書面による承諾なく本契約に基づく権利義務及び契約上の地位につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。」</p>	変更します。
4	基本契約書 (案)	9	第17条	<p>「発注者及び受注者は、本契約に基づく義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない」とありますが、他社起因による損害を当社が賠償する事は出来ませんので、「本契約に基づく義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、原因当事者がその損害を賠償しなければならない」、又は「本契約に基づく義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、出資者がその損害を賠償しなければならない」に変更をお願いします。</p>	<p>第17条は、以下の考え方により条文を見直します。</p> <p>「本契約に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、原因当事者は、相手方が被った損害の一切を賠償しなければならない。」</p>
5	基本契約書 (案)	11	第19条（談合等不正行為に対する措置）第3項	<p>以下に変更をお願いします。</p> <p>（原文） 「前二項の規定により、発注者が事業契約を解除した場合、受注者を構成する各当事者は、共同連帯して、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」</p> <p>（変更） 「前二項の規定により、発注者が事業契約を解除した場合、前二項のいずれかに該当する当事者は、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」</p>	連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します。
6	基本契約書 (案)	11	第19条3項	<p>「発注者が事業契約を解除した場合、受注者を構成する各事業者は、共同連帯して、違約金を支払う」とありますが、他社起因による違約金支払いを当社が行う事は出来ませんので、「原因当事者が違約金を負う」、又は「出資者が違約金を支払う」に変更をお願いします。</p>	基本契約書（案）質問No.5の回答を参照ください。
7	基本契約書 (案)	11	第19条談合等不正行為に対する措置 第3項・第4項	<p>各項の「連帯して」「共同連帯して」を削除いただけないでしょうか。</p> <p>応募グループには、要件水準を満足する処理残渣等運搬企業、資源化等処理企業、ならびに地元企業の参加が必要とされていますが、自らの責任に抛らない過大な連帯責任を求められた場合、これらの企業の参加が困難です。違約金は応募グループ参加企業のうち帰責者への請求としていただけますようお願いいたします。</p>	第19条第3項は、基本契約書（案）質問No.5の回答を参照ください。 第19条第4項は、基本契約書（案）質問No.8の回答を参照ください。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
8	基本契約書 (案)	11	第19条（談合等不正行為に対する措置）第4項	<p>以下に変更をお願いします。</p> <p>（原文） 「発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、受注者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、受注者が既に解散しているときであっても、発注者は受注者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、受注者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。」</p> <p>（変更） 「発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、第1項又は第2項のいずれかに該当する当事者は、発注者に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、受注者が既に解散しているときであっても、発注者は当該当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、当該当事者は、発注者に対して賠償金の支払いの義務を負うものとする。」</p>	連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します。
9	基本契約書 (案)	11	第18条4項	「受注者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して損害賠償義務を負う」、とありますが、他社起因による損害賠償を当社が負うことは出来ませんので、「原因当事者が損害賠償義務を負う」又は「出資者が損害賠償義務を負う」への変更をお願いします。	第19条第4項の質問と解釈し回答します。基本契約書（案）質問No.8の回答を参照ください。

【建設工事請負契約書（案）】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	建設工事請負契約書 (案) 運営業務委託契約書 (案)	1	第1条総則 第15項	本項では本契約に係る専属合意管轄が広島地方裁判所とされておりますが、第63条第3項及び第64条では実質的な紛争解決は審査会の調停または仲裁とされています。本事業は長期に亘るため、運営業務と設計建設業務のどちらに起因するか明確でない事項について紛争が起きる可能性もあり、その場合、審査会による紛争解決は難しいと思料致します。他の契約書との整合性という観点からも、本契約に係る紛争解決は広島地方裁判所に統一いただいた方が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。	建設工事請負契約書（案）のとおりとします。まずは仲裁により紛争を解決することを考慮したいと考えています。仲裁による紛争解決が困難な場合は、紛争解決は広島地方裁判所になると思われまます。
2	建設工事請負契約書 (案)	2	第4条工程表及び請負代金内訳書 第2項	「内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。」とありますが、発注者及び受注者を拘束するものは要求水準書等であり、作成・提出した内訳書及び工程表は変動が許容されるとの理解でしょうか。	安易な変動の容認を前提とした規約ではないと解釈してください。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
3	建設工事請負契約書(案)	11	第27条(受注者の請求による工期の延長)第2項	<p>工期延長は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰することができない事由による場合のいずれでも可能ですが、請負代金額の変更、受注者が被った損害賠償は、「その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合」に限られております。</p> <p>工期の延長が受注者の責に帰することのできないことのリスクは発注者が負うものであって、受注者が負うものではないかと考えます。そこで、以下に変更をお願いします。</p> <p>(原文) 「発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない」</p> <p>(変更) 「発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない」</p>	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 なお、原文は「～又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」です。
4	建設工事請負契約書(案)	24	第61条(解除に伴う措置)第9項	<p>以下に変更をお願いします。</p> <p>(原文) 「これにかかる費用は、受注者が正当な理由なく期間以内に原状回復の処分を行わない場合は、発注者が自ら代わってその処分を行い、受注者に対してかかる費用を請求できる。この際、受注者は発注者の処分について異議を申し出ることにはできない」</p> <p>(変更) 「これにかかる費用は、発注者及び受注者で協議し両社合意の上、受注者は支払うべき金額を負担する。」</p>	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
5	建設工事請負契約書(案)	24	第63条あつせん又は調停第1項	<p>建設工事紛争審査会では、建設に起因する紛争以外は取り扱うことができません。本事業のように設計～運営までを一体として行う場合、建設に起因するか、運営に起因するか不明確な紛争が発生する可能性があり、当事者が建設部分に係る紛争であるとして調停を希望しても調停を実施できないというリスクがございます。また、他の契約書の合意管轄は広島地方裁判所とされておりますので、各契約書間の整合性をとり、本契約の安定性を確保するためにも、本契約の紛争解決方法を調整・仲裁ではなく広島地方裁判所とさせていただけないでしょうか。</p>	建設工事請負契約書(案) 質問No.1の回答を参照ください。

【運営業務委託契約書(案)】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	運営業務委託契約書(案)	3	第6条(著作権の譲渡等)第4項	「工事目的物」とは、運営業務委託契約書中、何を示すのかご教示願います。	建設工事請負事業者が本事業で施工した全てを指します。
2	運営業務委託契約書(案)	3	第6条(著作権の譲渡等)第5項	当該成果物が、第6条第1項により発注者から提供された情報、書類、図面等に由来するときは、適用されないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	運営業務委託契約書(案)	3	第7条一括再委託の禁止第2項	「構成企業」とは「応募グループに参加する企業」との理解でよろしいでしょうか。募集要項に定義が見当たらずお伺いする次第です。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
4	運営業務委託契約書(案)	7	第20条(本施設に係る計測)第3項	発注者が受注者に計測頻度の増加を請求し、別紙3に規定する要監視基準値を満たしていた場合、計測にかかる増加分の費用は、発注者から受注者に支払っていただけると解釈してよろしいでしょうか。	第20条第3項により追加測定をした場合は、受注者の支払いとなります。なお、追加測定は「合理的に判断した」場合であり、通常想定される協議のうえで行われるものとお考えください。
5	運営業務委託契約書(案)	7	第23条(要求水準書等の未達成)第1項	「運営対象施設」とは、「本施設」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	運営業務委託契約書(案)	8	第24条(異常事態への対応)第4項	「運営対象施設」とは、「本施設」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	運営業務委託契約書(案)	9	第27条委託料の改定	固定費及び変動費の委託料の改定を記載されていますが、委託料算定の前提となる計画ごみ質(低質～高質)は正規分布に基いた出現頻度を考慮したものという理解で、計画ごみ質からの変動を踏まえて別紙5の委託料の改定を協議いただけるものと考えて、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	運営業務委託契約書(案)	9	第28条(要求水準の未達成等に伴う費用負担及び委託料の減額及び発注者への支払)第1項	第23条第5項を排斥するものではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	運営業務委託契約書(案)	9	第28条(要求水準の未達成等に伴う費用負担及び委託料の減額及び発注者への支払)第7項	固定費iの減額は、前項及び第30条第2項の規定による減額を合計するとありますが、前項及び第31条第2項の規定による減額を合計すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	運営業務委託契約書(案)	9	第28条(要求水準の未達成等に伴う費用負担及び委託料の減額及び発注者への支払)第7項	固定費iの減額は、前項及び第30条第2項の規定による減額を合計して、30%を限度額とするとありますが、20%ではないでしょうか。30%の場合の算定式をご教示願います。	例えば、「飛灰の溶出基準超過」、「騒音規制値超過」が同時に発生し、ともに猶予期間内に解消しない場合は30%となります。
11	運営業務委託契約書(案)	9	第28条(要求水準の未達成等に伴う費用負担及び委託料の減額及び発注者への支払)第8項	別紙4 2(1)④が記載されておりませんので、ご教示願います。	別紙4 3(1)⑥の誤記です。なお、平成32年度と平成33年度以降を区分しているのは、①、②のみであり、3(1)③以降は、平成32年度にも適用されます。
12	運営業務委託契約書(案)	10	第29条(ごみ質の変動により基準値、要求水準等を遵守できない場合の対応)第3項	発注者が委託した、プラント等の改造を行った第三者の責めに帰すべき事由により受注者が損害を被った場合、受注者は、発注者にその賠償請求をできると解釈してよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)のとおりとします。
13	運営業務委託契約書(案)	10	第30条(受注者の債務不履行)第1項	「運営対象施設」とは、「本施設」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	運営業務委託契約書(案)	10	第31条(受注者の債務不履行に伴う費用負担及び固定費の減額)第2項	「運営対象施設」とは、「本施設」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
15	運営業務委託契約書(案)	22	別紙4委託料の支払方法(第26条、第28条)	売電収入の協議・精算条件として「実処理量が組合の示す年間計画ごみ量より10%以上増減した場合」「年間のごみ実績(平均)が組合の示す基準ごみの低位発熱量より20%以上変動した場合」「年間のバイオマス比率(平均)が計画値より20%以上変動した場合」とあります。	入札説明書質問No.17の回答を参照ください。
		24	2. その他委託料の精算 (1) 売電収入の取り扱い 3. 委託料の支払い方法 ④ 精算2(売電収入)	20年6か月間の運営期間で、たとえばごみ量が約10%減となった場合に数十億円のマイナスとなる可能性があり、本精算条件の場合、運営事業者側に過大なリスクが伴いますので、条件を緩和いただくか、本記述を削除いただけないでしょうか。 もしくは、提示したごみ量、基準ごみの低位発熱量、バイオマス比率から大幅に増減した場合、貴組合と売電収入について協議、精算させていただくよう変更願えないでしょうか。	

【処理残渣等運搬業務委託契約書(案)】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	処理残渣等運搬業務委託契約書(案)	8	第27条(委託料の改定)第1項	「固定費」の文言がありますが、第26条では委託料は変動費で構成されるとあり、第26条と第27条・別紙3の内容が矛盾しているように思われますので見直しをお願いします。	「固定費」は削除したものと捉えご提案ください。
2	処理残渣等運搬業務委託契約書(案)	8	第28条(法令変更等)第4項	「法令変更により要求水準書の変更が必要となり」とありますが、資源化等処理業務委託契約書第27条では「法令変更により要求水準書の変更が可能となり」と記載されております。その違いをご教示願います。	同様の意味合いで捉えてください。

【資源化等処理業務委託契約書(案)】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	資源化等処理業務委託契約書(案)	2	第3条2項	「前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、委託料の総額の【 】分の12の額の10分の1以上の金額としなければならない」とありますが、基本契約書第10条4項「資源化等処理業務委託契約のに基づき、発注者に対し、資源化等処理業務委託契約に定める契約金額の総額の【 】分の12(1年相当額)の額の10分の1以上」とあり、(1年間相当額)の記載があります。(1年間相当額)の記載が正しいのでしょうか。	【 】に記入する数値は契約期間の総月数を記入します。
2	資源化等処理業務委託契約書(案)	2	第3条2項	「保証金額又は保険金額は、委託料の1年相当額の10分の1以上の金額とし、毎年年度初めまでに納付又は履行保証保険を締結する」との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	資源化等処理業務委託契約書(案)	2	第3条契約の保証第3項	第5項に掲げる履行保証保険契約の締結についても、契約保証金の免除対象となるという考えで、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	資源化等処理業務委託契約書(案)	2	第4条権利義務の譲渡等2項	「成果物」には処理残渣等を処理し、生産された「有価物」は含まれないという考えでよろしいでしょうか。含まれる場合は第18条4項の内容と矛盾すると思慮いたします。	お見込みのとおりです。
5	資源化等処理業務委託契約書(案)	2	第6条著作権の譲渡等第2項	「…本契約の目的を達成するために必要な限度で」とありますが、具体的な内容については発注者と受注者が協議のうえ決定するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	資源化等処理業務委託契約書(案)	4	第12条本契約等と業務内容が一致しない場合の改善義務第1項	「…発注者が業務の改善を請求…従わなければならない」とありますが、改善内容については発注者と受注者が協議のうえ決定するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	資源化等処理業務委託契約書(案)	4	第14条	焼却開始後、焼却主灰の性状確認(例:要求水準書17頁(7)焼却灰のダイオキシン類含有)が確認できるまでの間、焼却灰は広島中エコパーク施設内で保管する、との解釈でよろしいでしょうか。	処理残渣の性状確認については、資源化等処理業務委託契約書(案)第24条第5項の規定によります。なお、試運転期間中における処理残渣の取扱いについては、建設工事請負契約書(案)第37条第2項の規定によるものとします。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
8	資源化等処理業務委託契約書(案)	5	第18条2項	以下に変更をお願いします。 受注者は、処理残渣等を受入れた後、処理残渣等が資源化処理に適さない場合には、発注者と協議し、発注者の同意を得て返送するものとする。	資源化等処理業務委託契約書(案)のとおりとします。
9	資源化等処理業務委託契約書(案)	6	第21条(処理できない場合の措置)第1項	「受注者は、本契約に従った処理残渣等の資源化等処理ができない場合又はそのおそれがあると認めるときは、その旨を直ちに発注者に報告しなければならない」とありますが、不可抗力による場合や、発注者の責任による場合も該当すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	資源化等処理業務委託契約書(案)	6	第21条3項	資源化処理をA、B、Cの3社で行っており、万が一A社が処理できない場合、B、C社で処理を継続してもよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、処理ができなくなることを前提としているものではありませんので、運営期間を通じて安全かつ安定的な処理が継続できるようご提案ください。
11	資源化等処理業務委託契約書(案)	6	第21条3項	資源化処理をA、B、Cの3社で行っており、万が一A社が処理できない場合、B、C社に加えて、新たにD社と発注者が契約を結び、3社にて処理を継続してもよいのでしょうか。	資源化等処理業務委託契約書(案) 質問No.10の回答を参照ください。
12	資源化等処理業務委託契約書(案)	6	第21条(処理できない場合の措置)第3項	以下に変更をお願いします。 (原文) 「本契約に従った処理残渣等の資源化等処理が出来ないときは、受注者は、他の事業者をして代替施設における資源化等処理に係る契約を発注者との間で締結させるよう努力するものとする。かかる契約が合理的な期間内に締結されない場合は、受注者は、自らの費用において、処理残渣等を処分しなければならない。」 (変更) 「受注者の責めに帰すべき事由により本契約に従った処理残渣等の資源化等処理が出来ないときは、受注者は、他の事業者をして代替施設における資源化等処理に係る契約を発注者との間で締結させるよう努力するものとする。かかる契約が合理的な期間内に締結されない場合は、受注者は、自らの費用において、処理残渣等を処分しなければならない。」	資源化等処理業務委託契約書(案)のとおりとします。
13	資源化等処理業務委託契約書(案)	7	第26条(委託料の改定)	「固定費」の文言がありますが、第25条では委託料は変動費で構成されるとあり、第25条と第26条・別紙3の内容が矛盾しているように思われますので、見直しをお願いします。	「固定費」は削除したものと捉えご提案ください。
14	資源化等処理業務委託契約書(案)	8	第29条不可抗力による負担第1項	「不可抗力により…発生した場合」とありますが、追加の合理的費用とは受注者に生じた費用という考えでよろしいでしょうか。	追加の合理的費用とは、不可抗力に伴う発注者、受注者の一方若しくは双方に発生した費用を指します。
15	資源化等処理業務委託契約書(案)	10	第33条受注者の解除権第1項	発注者の責めに帰す理由により処理残渣等の性状が処理可能な範囲を著しく逸脱し、性状の回復が不可能となる可能性もあるかと思慮いたします。受注者の解除条件として、本内容も追加いただけますでしょうか。	資源化等処理業務委託契約書(案)のとおりとします。
16	資源化等処理業務委託契約書(案)	10	第33条受注者の解除権第1項(3)	「債務の履行を…90日間継続したとき」とありますが、90日間とされた理由をご教示いただけますでしょうか。特段の理由がない場合は、「発注者が債務の履行を行えず、本契約の履行が不可能と受注者が判断したとき」と変更いただけませんかでしょうか。	組合が検討するために必要な合理的な期間として設定しているものです。後段は、資源化等処理業務委託契約書(案)のとおりとします。
17	資源化等処理業務委託契約書(案)	11	第39条	入札書類又は事業者提案書類に基づき本業務に係る損出や損害等に備えた別紙4に示した保険を付したときとありますが、どの様な保険が想定されるのでしょうか。保険に加入しない場合、「付する保険はない」との記述を別紙4に記載する事になるのでしょうか。	損失や損害が発生した場合において、本事業の適正な履行が担保される保険を想定しています。後段はお見込みのとおりです。
18	資源化等処理業務委託契約書(案)	11	第40条公租公課の負担	「本契約及び…生じる租税」とありますが、これは契約書等の締結における印紙税という認識でよろしいでしょうか。	発注者は、受注者に対して委託料に対する消費税及び地方消費税の額を支払う以外、本契約に関連するすべての租税について、本契約に別段の規定がある場合を除き負担しない主旨の条項です。

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
19	資源化等処理業務委託契約書(案)	15	別紙3の1 1. 物価を計る指標	物価変動を計る指標は、資源化等処理業者の業務内容において異なるものと思慮いたしますので、基本となるものを定めず、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとさせていただく事は可能でしょうか。	資源化等処理業務委託契約書(案)のとおりとしますが、発注者と受注者とが協議により決定します。

【その他】

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	-	-	-	し尿等の搬入車両データはどのように取り扱えばよいか。	搬入データ管理用端末は、計量棟に設置するため、本事業内で搬入データの配線を共同溝の境界まで設置します。 詳細な仕様については事業者決定後の事業者間協議となります。